



宮崎県公報

平成19年3月30日（金曜日）号外 第42号の2

発行・印刷 **宮崎県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目次

頁

訓令甲

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令（行政経営課） 1

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する
訓令 -----（行政経営課） 1

訓令甲

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十五号

本 庁
各出先機関

高速道対策局設置規程の一部を改正する訓令

高速道対策局設置規程（平成六年訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「土木部」を「県土整備部」に改める。

第四条第四項の表主任の項中「主任」を「副主任」に改める。

第六条第一項中「土木部長」を「県土整備部長」に改める。

第八条を次のように改める。

（総務事務）

第八条 対策局の総務事務は、総務部総務事務センター及び県土整備部管理課において処理する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第十六号

本 庁
各出先機関

市町村合併支援室設置規程の一部を改正する訓令

市町村合併支援室設置規程（平成十五年訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（総務事務）

第六条 支援室の総務事務は、総務部総務事務センター及び地域生活部生活・文化課において処理する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。